

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第5号

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会事務局内部組織規則（平成21年静岡県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																												
(位置及び組織)	(位置及び組織)																																												
第3条 (略)	第3条 (略)																																												
2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。	2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。																																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td>総務人事班、法規・給与班</td> </tr> <tr> <td>教育政策課</td> <td>企画・広報班</td> </tr> <tr> <td>財務課</td> <td>教育予算班、教育施設班</td> </tr> <tr> <td>福利課</td> <td>厚生班、共済班</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>企画・指導班、人事班</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>総務企画班、指導班、人事班</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td>企画・指導班、人事班</td> </tr> <tr> <td>健康体育課</td> <td>健康安全班、学校体育班</td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td>総務企画班、地域・家庭班、青少年班</td> </tr> <tr> <td>文化財保護課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	課名	班名	教育総務課	総務人事班、法規・給与班	教育政策課	企画・広報班	財務課	教育予算班、教育施設班	福利課	厚生班、共済班	義務教育課	企画・指導班、人事班	高校教育課	総務企画班、指導班、人事班	特別支援教育課	企画・指導班、人事班	健康体育課	健康安全班、学校体育班	社会教育課	総務企画班、地域・家庭班、青少年班	文化財保護課	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td>総務班、人事班、給与班、勤務条件班、集中化推進班</td> </tr> <tr> <td>教育政策課</td> <td>企画班、広報・統計班</td> </tr> <tr> <td>財務課</td> <td>経理班、施設整備班、施設保全班、管財・助成班</td> </tr> <tr> <td>福利課</td> <td>住宅・厚生班、共済班、健康指導班</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>企画班、指導班、人事班</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>学校支援班、企画班、指導第1班、指導第2班、人事班</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td>企画班、指導班、人事班</td> </tr> <tr> <td>健康体育課</td> <td>危機管理・安全班、健康食育班、学校体育班</td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td>企画班、地域家庭班、青少年指導班、青少年施設班、青少年環境班</td> </tr> <tr> <td>文化財保護課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	課名	班名	教育総務課	総務班、人事班、給与班、勤務条件班、集中化推進班	教育政策課	企画班、広報・統計班	財務課	経理班、施設整備班、施設保全班、管財・助成班	福利課	住宅・厚生班、共済班、健康指導班	義務教育課	企画班、指導班、人事班	高校教育課	学校支援班、企画班、指導第1班、指導第2班、人事班	特別支援教育課	企画班、指導班、人事班	健康体育課	危機管理・安全班、健康食育班、学校体育班	社会教育課	企画班、地域家庭班、青少年指導班、青少年施設班、青少年環境班	文化財保護課	(略)
課名	班名																																												
教育総務課	総務人事班、法規・給与班																																												
教育政策課	企画・広報班																																												
財務課	教育予算班、教育施設班																																												
福利課	厚生班、共済班																																												
義務教育課	企画・指導班、人事班																																												
高校教育課	総務企画班、指導班、人事班																																												
特別支援教育課	企画・指導班、人事班																																												
健康体育課	健康安全班、学校体育班																																												
社会教育課	総務企画班、地域・家庭班、青少年班																																												
文化財保護課	(略)																																												
課名	班名																																												
教育総務課	総務班、人事班、給与班、勤務条件班、集中化推進班																																												
教育政策課	企画班、広報・統計班																																												
財務課	経理班、施設整備班、施設保全班、管財・助成班																																												
福利課	住宅・厚生班、共済班、健康指導班																																												
義務教育課	企画班、指導班、人事班																																												
高校教育課	学校支援班、企画班、指導第1班、指導第2班、人事班																																												
特別支援教育課	企画班、指導班、人事班																																												
健康体育課	危機管理・安全班、健康食育班、学校体育班																																												
社会教育課	企画班、地域家庭班、青少年指導班、青少年施設班、青少年環境班																																												
文化財保護課	(略)																																												
3 教育政策課に情報化推進室及び人権教育推進室を附置する。	3 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の中欄に掲げる室を附置																																												

4 義務教育課に幼児教育推進室を附置する。

(所掌事務)

第4条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次のとおりとする。

教育総務課

(1)～(6) (略)

(7) 事務局及び教育機関(県立の学校を除く。)の職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。

(8)～(10) (略)

(11) 事務局及び教育機関の職員並びに県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件(義務教育課、高校教育課及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)に関すること。

(12)～(22) (略)

し、それぞれの室に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	室名	班名
教育政策課	情報化推進室	情報化推進班、情報環境整備班
	人権教育推進室	人権教育推進班
義務教育課	幼児教育推進室	幼児教育推進班
健康体育課	全国高校総体推進室	全国高校総体推進班

(所掌事務)

第4条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次のとおりとする。

教育総務課

(1)～(6) (略)

(7) 事務局及び教育機関(県立学校にあっては、事務職員等(事務職員、技術職員及び技能労務職員をいう。以下同じ。))に限る。)の職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。

(8) 事務局及び教育機関の職員の人事の総括に関すること。

(9) 事務局及び教育機関の職員の人事評価制度に関すること。

(10)～(12) (略)

(13) 事務局及び教育機関の職員並びに県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件制度に関すること。

(14)～(24) (略)

(25) 給与、旅費その他の総務事務の企画及び集中処理に関すること。

(23) (略)

教育政策課

(1)～(3) (略)

(4)～(10) (略)

財務課

(略)

福利課

(略)

義務教育課

(1)～(3) (略)

(4) 県費負担教職員の勤務時間その他の勤務条件（教育総務課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(5)～(17) (略)

(18) 県費負担教職員の人事評価に関すること。

(19)～(25) (略)

高校教育課

(1)～(4) (略)

(5) 高等学校及び県立の中学校の教職員並びに県立の特別支援学校の事務職員等（事務職員、学校栄養職員、運転手及び学校用務員をいう。以下同じ。）の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。

(6) 高等学校及び県立の中学校の教職員並びに県立の特別支援学校の事務職員等の研修（教育総務課及び健康体育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(7) 高等学校及び県立の中学校の教職員並びに県立の特別支援学校の事務職員等の勤務時間その他の勤務条件（教育総務課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(8)～(17) (略)

(18) 静岡県いじめ問題対策連絡協議会及び静

(26) (略)

教育政策課

(1)～(3) (略)

(4) 静岡県いじめ問題対策連絡協議会及び静岡県いじめ問題対策本部に関すること。

(5)～(11) (略)

財務課

(略)

福利課

(略)

義務教育課

(1)～(3) (略)

(4)～(16) (略)

(17)～(23) (略)

高校教育課

(1)～(4) (略)

(5) 高等学校及び県立の中学校の教職員（事務職員等を除く。）の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。

(6) 高等学校及び県立の中学校の教職員（事務職員等を除く。）の研修（教育総務課及び健康体育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(7)～(16) (略)

岡山いじめ問題対策本部に関すること。

(19) (略)

(20) 高等学校及び県立の中学校の教職員並びに特別支援学校の事務職員等の人事評価に関すること。

(21)・(22) (略)

特別支援教育課

(1)～(4) (略)

(5) 特別支援学校の教職員（事務職員等を除く。）の勤務時間その他の勤務条件（教育総務課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(6)～(15) (略)

(16) 特別支援学校の教職員（事務職員等を除く。）の人事評価に関すること。

(17) (略)

健康体育課

(略)

社会教育課

(略)

文化財保護課

(略)

第14条 (略)

第15条 (略)

第17条 本庁の課に課長補佐を置く。

2 課長補佐は、課長を補佐し、上司の命を受けて所掌事務を整理する。

(17) (略)

(18)・(19) (略)

特別支援教育課

(1)～(4) (略)

(5)～(14) (略)

(15) (略)

健康体育課

(略)

社会教育課

(略)

文化財保護課

(略)

第14条 (略)

第14条の2 本庁の必要と認める課に学校事務参事を置く。

2 学校事務参事は、上司の命を受けて、所掌事務を統括する。

第15条 (略)

第17条 本庁の課に課長代理を置く。

2 課長代理は、上司の命を受けて、所掌事務中の特定事項並びに職員の人材育成、職員の法令遵守及び倫理の保持に関する事務を処理するとともに、課の所掌事務を総括整理する。

第18条 本庁の必要と認める課に専門監を置く。

第18条 (略)

2 班長は、上司の命を受けて、所掌事務中特定事項を処理する。

第19条 本庁の必要と認める課に専門監を置くことができる。

2 専門監は、上司の命を受けて、所掌事務中特定事項を処理する。

第21条 本庁の必要と認める課に総括主幹及び主幹を置く。

2 総括主幹及び主幹は、上司の命を受けて、所掌事務中特定事務を処理する。

第22条 本庁の必要と認める課に主席総括人事管理主事、主席総括管理主事、主席主任人事管理主事、主席主任管理主事、主席人事管理主事、主席管理主事、主席総括指導主事、主席主任指導主事、主席指導主事及び主席社会教育主事を置く。

2 主席総括人事管理主事、主席総括管理主事、主席主任人事管理主事、主席主任管理主事、主席人事管理主事、主席管理主事、主席総括指導主事、主席主任指導主事、主席指導主事及び主席社会教育主事は、それぞれ上司の命を受けて、所掌事務中特定事務を処理する。

第23条 本庁の必要と認める課に総務主査を置く。

2 総務主査は、上司の命を受けて、所掌事務中特定事務を処理する。

第24条 本庁の財務課に経理主査を置くことができる。

2 経理主査は、上司の命を受けて、所掌事務中特定事務を処理する。

第26条 本庁の必要と認める課に主査を置く。

2 専門監は、上司の命を受けて、所掌事務中特定事項を処理する。

第19条 (略)

2 班長は、上司の命を受けて、班の所掌事務を統括し、班員の分担事務及び班員を監督する。

第21条 本庁の必要と認める課に主幹及び教育主幹を置く。

2 主幹及び教育主幹は、上司の命を受けて、所掌事務中特定事務を処理する。

第22条 本庁の必要と認める課の班に班長代理を置く。

2 班長代理は、班長を置かない班において、班の所掌事務を統括し、班員の分担事務及び班員を監督する。

第23条 削除

第24条 削除

第26条 本庁の必要と認める課に主査及び教育

2 主査は、上司の命を受けて、所掌事務中特定事項を処理する。

第27条 本庁の必要と認める課に総括人事管理主事、総括管理主事、主任人事管理主事、主任管理主事、人事管理主事、管理主事、総括指導主事、主任指導主事、指導主事、社会教育主事及び学校保健技師を置く。

2 総括人事管理主事、総括管理主事、主任人事管理主事、主任管理主事、人事管理主事及び管理主事は、上司の命を受けて、学校職員の人事及び学校管理に関する専門的な事務に従事する。

3 総括指導主事、主任指導主事及び指導主事は、上司の命を受けて、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

4 社会教育主事は、上司の命を受けて、社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える。

5 学校保健技師は、上司の命を受けて、学校における保健管理に関し、専門的、技術的な指導及び技術に従事する。

(職及び職務)

第29条 教育次長、教育監、理事、課長、事務統括監、人事監、室長、参事、指導監、課長補佐、班長、専門監、局付主幹、総括主幹、主席人事管理主事、主席管理主事、人事管理主事、主幹、管理主事、総務主査、経理主査、局付主査、主査、学校保健技師及び課付は、事務職員又は技術職員の中から命ずる。

2 主席総括人事管理主事は総括人事管理主事を、主席総括管理主事は総括管理主事を、主席主任人事管理主事は主任人事管理主事を、主席主任管理主事は主任管理主事を、主席総括指導主事は総括指導主事を、主席主任指導

主査を置く。

2 主査及び教育主査は、上司の命を受けて、所掌事務中特定事項を処理する。

第27条 本庁の必要と認める課に主任及び教育主任を置く。

2 主任及び教育主任は、上司の命を受け、分担事務を処理する。

(職及び職務)

第29条 教育次長、教育監、理事、課長、事務統括監、人事監、室長、参事、指導監、課長代理、専門監、班長、局付主幹、主幹、班長代理、局付主査、主査、主任及び課付は、事務職員又は技術職員の中から命ずる。

2 教育主幹、教育主査及び教育主任は、指導主事又は社会教育主事の中から命ずる。

主事は主任指導主事を、主席指導主事は指導主事を、主席社会教育主事は社会教育主事をもって充てる。

3 第1項の規定にかかわらず、指導に関する課の課長、室長、課長補佐及び班長は、総括指導主事、主任指導主事、指導主事又は社会教育主事をもって充てることができる。

4 学校事務統括監は、静岡県立学校管理規則（昭和32年静岡県教育委員会規則第1号）第33条第1項に規定する事務長との身分を併任する。

第30条 第9条から第28条までに規定するもののほか、本庁に置くことができる職員の職及び職務は次のとおりとする。

(1) 主任 上司の命を受け、分担事務を処理する。

(2) 主事 上司の命を受け、事務に従事する。

(3) (略)

第31条 主任及び主事は、事務職員の中から命ずる。

2 (略)

(所掌事務)

第34条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の県費負担教職員の給与、旅費の支払及び補助金に関する事務等は、教育事務所が所掌する。

(内部組織)

第36条 (略)

2 総務課に次の係を置く。

総務係

経理係

(職及び職制)

第40条 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、専門監、班長及び班長代理は、指導主事又は社会教育主事の中から命ずることができる。

4 学校事務統括監及び学校事務参事は、静岡県立学校管理規則（昭和32年静岡県教育委員会規則第1号）第33条第1項に規定する事務長との身分を併任する。

第30条 第9条から第28条までに規定するもののほか、本庁に置くことができる職員の職及び職務は次のとおりとする。

(1) 主事及び教育主事 上司の命を受け、事務に従事する。

(2) (略)

第31条 主事は、事務職員の中から命ずる。

2 教育主事は、指導主事又は社会教育主事の中から命ずる。

3 (略)

(所掌事務)

第34条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の補助金に関する事務等は、教育事務所が所掌する。

(内部組織)

第36条 (略)

2 総務課に次の班を置く。

総務班

(職及び職制)

第40条 (略)

第41条 (略)

第42条 (略)

第43条 教育事務所の必要と認める課に主幹を置く。その職務は、第21条第2項の規定による。

第44条 教育事務所の地域支援課に主席総括管理主事を置く。その職務は、第22条第2項の規定による。

第45条 教育事務所の係に係長を置く。その職務は、第23条第2項の規定による。

第46条 教育事務所の必要と認める課に主査を置く。その職務は、第26条第2項の規定による。

第47条 教育事務所の必要と認める課に総括管理主事、主任管理主事及び管理主事を置く。その職務は、第27条第2項の規定による。

2 教育事務所の必要と認める課に総括指導主事、主任指導主事及び指導主事を置く。その

第40条の2 教育事務所に副所長を置く。

2 副所長は、上司の命を受けて、所掌事務を整理し、所長を補佐する。

第41条 (略)

第42条 (略)

第42条の2 教育事務所に必要に応じて人事監を置く。

2 人事監は、上司の命を受けて、人事に関する重要事項を処理する。

第42条の3 教育事務所に必要に応じて指導監を置く。

2 指導監は、上司の命を受けて、指導に関する重要事項を処理する。

第42条の4 教育事務所に必要に応じて参事を置く。

2 参事は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理する。

第42条の5 教育事務所の課の班に班長を置く。その職務は、第19条第2項の規定による。

第43条 教育事務所の必要と認める課に主幹及び教育主幹を置く。その職務は、第21条第2項の規定による。

第44条 教育事務所の必要と認める課の班に班長代理を置く。その職務は、第22条第2項の規定による。

第45条 削除

第46条 教育事務所の必要と認める課に主査及び教育主査を置く。その職務は、第26条第2項の規定による。

第47条 教育事務所の必要と認める課に主任及び教育主任を置く。その職務は、第27条第2項の規定による。

職務は、第27条第3項の規定による。

(職及び職務)

第48条 所長、次長、課長、主席総括管理主事、総括管理主事、主任管理主事、管理主事、主幹、係長及び主査は、事務職員の中から命ずる。

2 主席総括管理主事は総括管理主事をもって充てる。

第49条 第40条から第47条までに規定するもののほか、教育事務所に置くことができる職員の職は次のとおりとし、その職務は、第30条の規定による。

(1) 主任

(2) 主事

第50条 主任及び主事は、事務職員の中から命ずる。

(内部組織)

第55条 (略)

2 総務課に次の係を置く。

総務係

事業係

3 調査課に次の係を置く。

調査係

第60条 埋蔵文化財センターに次長を置く。

第61条 (略)

第62条 埋蔵文化財センターの必要と認める課に主幹を置く。その職務は、第21条第2項の

(職及び職務)

第48条 所長、副所長、次長、課長、人事監、指導監、参事、班長、主幹、班長代理、主査及び主任は、事務職員の中から命ずる。

2 教育主幹、教育主査及び教育主任は、指導主事の中から命ずる。

3 第1項の規定にかかわらず、班長及び班長代理は、指導主事の中から命ずることができる。

第49条 第40条から第47条までに規定するもののほか、教育事務所に主事及び教育主事を置くことができる。その職務は、第30条第1号の規定による。

第50条 主事は、事務職員の中から命ずる。

2 教育主事は、指導主事の中から命ずる。

(内部組織)

第55条 (略)

2 総務課に次の班を置く。

総務班

3 調査課に次の班を置く。

調査班

普及班

第60条 埋蔵文化財センターに必要に応じて次長を置く。

第61条 (略)

第61条の2 埋蔵文化財センターの課の班に班長を置く。その職務は、第19条第2項の規定による。

第62条 埋蔵文化財センターの必要と認める課に主幹及び教育主幹を置く。その職務は、第

規定による。

第63条 埋蔵文化財センターの必要と認める課に主席指導主事を置く。その職務は、第22条第2項の規定による。

第64条 埋蔵文化財センターの係に係長を置く。その職務は、第23条第2項の規定による。

第65条 埋蔵文化財センターの必要と認める課に主査を置く。その職務は、第26条第2項の規定による。

第66条 埋蔵文化財センターの必要と認める課に指導主事を置く。その職務は、第27条第3項の規定による。

(職及び職務)

第67条 所長、次長、課長、主幹、係長及び主査は、事務職員の中から命ずる。

2 主席指導主事は指導主事をもって充てる。

第68条 第59条から第66条までに規定するもののほか、埋蔵文化財センターに置くことができる職員の職は次のとおりとし、その職務は、第30条の規定による。

(1) 主任

(2) 主事

第69条 主任及び主事は、事務職員の中から命ずる。

(附属機関)

第72条 教育委員会の所管に属する附属機関の名称、担当事務及び主管課は、次のとおりである。

附属機関		
名称	担当事務	主管課

21条第2項の規定による。

第63条 埋蔵文化財センターの必要と認める課の班に班長代理を置く。その職務は、第22条第2項の規定による。

第64条 削除

第65条 埋蔵文化財センターの必要と認める課に主査及び教育主査を置く。その職務は、第26条第2項の規定による。

第66条 埋蔵文化財センターの必要と認める課に主任及び教育主任を置く。その職務は、第27条第2項の規定による。

(職及び職務)

第67条 所長、次長、課長、班長、主幹、班長代理及び主査は、事務職員の中から命ずる。

2 教育主幹、教育主査及び教育主任は、指導主事の中から命ずる。

3 第1項の規定にかかわらず、班長及び班長代理は、指導主事の中から命ずることができる。

第68条 第59条から第66条までに規定するもののほか、埋蔵文化財センターに主事及び教育主事を置くことができる。その職務は、第30条第1号の規定による。

第69条 主事は、事務職員の中から命ずる。

2 教育主事は、指導主事の中から命ずる。

(附属機関)

第72条 教育委員会の所管に属する附属機関の名称、担当事務及び主管課は、次のとおりである。

附属機関		
名称	担当事務	主管課

静岡県生涯学習審議会	(略)	教育政策課
静岡県教科用図書選定審議会	(略)	
静岡県産業教育審議会	(略)	高校教育課
静岡県いじめ問題対策連絡協議会	<u>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の規定によるいじめの防止等に関する事項の調査</u>	

静岡県生涯学習審議会	(略)	教育政策課
静岡県いじめ問題対策連絡協議会	<u>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の規定によるいじめの防止等に関する事項の調査審議及び教育委員会に対する建議に関する事務</u>	
静岡県いじめ問題対策本部	<u>いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定による教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための調査研究等に関する事務</u>	
静岡県教科用図書選定審議会	(略)	
静岡県産業教育審議会	(略)	高校教育課

	<u>審議及び教育委員会に対する建議に関する事務</u>				
<u>静岡県いじめ問題対策本部</u>	<u>いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定による教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための調査研究等に関する事務</u>				
(略)				(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。